

# 四国地方社会保険医療協議会 議事規則の一部改正について



## 四国地方社会保険医療協議会議事規則の一部改正について

### 1 改正条文（第10条関係）

四国地方社会保険医療協議会議事規則（以下「議事規則」という。）第10条ただし書きの記載を以下のとおり改める。

改正後	現 行
第10条 協議会は、部会（その部会長が委員である場合）の議決をもって協議会の議決とする。ただし、 <u>部会において保険医療機関又は保険薬局の指定をすべきでない</u> と議決した場合は、この限りでない。	第10条 協議会は、部会（その部会長が委員である場合）の議決をもって協議会の議決とする。ただし、 <u>審議事項について反対意見があった場合は、この限りでない。</u>

### 2 改正内容

部会での議決について、現行では、反対意見があった場合には、多数の委員が賛成し議決しても、部会の議決をもって協議会（総会）の議決とすることはできず、協議会（総会）での議決に委ねる規定となっている。

この規定について、過半数の委員の賛成で議決するという原則（社会保険医療協議会令第2条第4項及び6項）に立ち返り、保険医療機関の指定を拒否する場合に限って、総会での議決に委ねるという規定に改めてはどうか。

※社会保険医療協議会令（H18政令第373号）（抜粋）

（議事）

第二条 1～3（略）

4 地方協議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 （略）

6 第二項及び第四項の規定は、地方協議会の部会の議事に準用する。

なお、全国の他の協議会においても、同様の改正を進めているところである。

※直近では、九州厚生局において本年3月、東海北陸厚生局において本年4月に同様の改正が行われている。

■ 社会保険医療協議会令（H18 政令第 373 号）（抜粋）

（部会）

第一条 1～9（略）

10 地方協議会は、その定めるところにより、部会（その部会長が委員であるものに限る。）の議決をもって地方協議会の議決とすることができる。

（議事）

第二条 1～3（略）

4 地方協議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 （略）

6 第二項及び第四項の規定は、地方協議会の部会の議事に準用する。

■ 四国地方社会保険医療協議会議事規則（抜粋）

（部会）

第8条 協議会は、社会保険医療協議会令（平成18年政令第373号）第1条第1項の規定に基づき、保険医療機関又は保険薬局の指定（次の各号に掲げる事項を除く。）について審議するために必要があるときは、その議決により、県ごとに部会を置くことができる。

- 一 保険医療機関又は保険薬局の指定の取消しを受けた病院若しくは診療所又は薬局が当該取消し後に受けようとする指定
- 二 健康保険法（大正11年法律第70号）第65条第3項の各号に掲げる場合の指定の拒否
- 三 健康保険法第65条第4項の規定に基づく申請に係る病床の全部又は一部を除いて行われる指定
- 四 健康保険法第66条第1項の規定に基づく申請により行われる指定の変更

第10条 協議会は、部会（その部会長が委員である場合）の議決をもって協議会の議決とする。ただし、審議事項について反対意見があった場合は、この限りでない。

2 協議会は、部会（その部会長が臨時委員である場合）の議決に関し、会長の決するところにより協議会の議決とする。ただし、審議事項について反対意見があった場合は、この限りでない。

四国地方社会保険医療協議会議事規則の一部改正について（新旧対照表）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">四国地方社会保険医療協議会議事規則</p> <p>第1条～第9条 （略）</p> <p>第10条 協議会は、部会（その部会長が委員である場合）の議決をもって協議会の議決とする。ただし、<u>部会において保険医療機関又は保険薬局の指定をすべきでない</u>と議決した場合は、この限りでない。</p> <p>2 協議会は、部会（その部会長が臨時委員である場合）の議決に関し、会長の決するところにより、協議会の議決とする。ただし、<u>部会において保険医療機関又は保険薬局の指定をすべきでない</u>と議決した場合は、この限りでない。</p> <p>第11条～第12条 （略）</p> <p>附則 この規則は、平成20年10月 9日から施行する。            附則 この規則は、平成23年10月13日から施行する。  <u>附則 この規則は、平成30年 6月29日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">四国地方社会保険医療協議会議事規則</p> <p>第1条～第9条 （略）</p> <p>第10条 協議会は、部会（その部会長が委員である場合）の議決をもって協議会の議決とする。ただし、<u>審議事項について反対意見があった場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 協議会は、部会（その部会長が臨時委員である場合）の議決に関し、会長の決するところにより、協議会の議決とする。ただし、<u>審議事項について反対意見があった場合は、この限りでない。</u></p> <p>第11条～第12条 （略）</p> <p>附則 この規則は、平成20年10月 9日から施行する。            附則 この規則は、平成23年10月13日から施行する。</p>

議事規則第10条の改正経過（各厚生局比較）

厚生局	議事規則第10条ただし書き	備考(制定、改正)	
改 正 済	東 北 第10条 協議会は、部会長が部会の委員である場合においては、部会の議決をもって協議会の議決とする。 ただし、部会において保険医療機関又は保険薬局の指定をすべきでない <u>と議決した場合</u> は、この限りでない。 2 協議会は、部会長が部会の臨時委員である場合においては、会長の承認に基づき、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。 ただし、部会において <u>保険医療機関又は保険薬局の指定をすべきでない</u> と議決した場合は、この限りでない。	平成20年10月22日 平成24年11月 1日 平成28年10月19日	
	関東信越 第11条 協議会は、部会（その部会長が委員である場合）の議決をもって協議会の議決とする。 ただし、部会において <u>保険医療機関又は保険薬局の指定をすべきでない</u> と議決した場合は、この限りでない。 2 協議会は、部会（その部会長が臨時委員である場合）の議決に関し、会長の決するところにより、協議会の議決とする。 ただし、部会において <u>保険医療機関又は保険薬局の指定をすべきでない</u> と議決した場合は、この限りでない。	平成20年10月15日 平成23年 4月20日 平成26年10月15日	
	東海北陸 第 9 条 協議会は、部会（その部会長が委員である場合）の議決をもって協議会の議決とする。 ただし、部会において <u>保険医療機関又は保険薬局の指定をすべきでない</u> と議決した場合は、この限りでない。 2 協議会は、部会（その部会長が臨時委員である場合）の議決に関し、会長の決するところにより、協議会の議決とする。 ただし、部会において <u>保険医療機関又は保険薬局の指定をすべきでない</u> と議決した場合は、この限りでない。	平成20年10月17日 平成30年 4月17日	
	近 畿 第10条 協議会は、部会（その部会長が委員である場合）の議決をもって協議会の議決とする。 ただし、部会において <u>保険医療機関又は保険薬局の指定をすべきでない</u> と議決した場合は、この限りでない。 2 協議会は、部会（その部会長が臨時委員である場合）の議決に関し、会長の決するところにより、協議会の議決とする。 ただし、部会において <u>保険医療機関又は保険薬局の指定をすべきでない</u> と議決した場合は、この限りでない。	平成20年10月 6日 平成23年 7月29日 平成29年 3月21日	
	中国四国 第10条 協議会は、部会（その部会長が委員である場合）の議決をもって協議会の議決とする。 ただし、部会において <u>保険医療機関又は保険薬局の指定をすべきでない</u> と議決した場合は、この限りでない。 2 協議会は、部会（その部会長が臨時委員である場合）の議決に関し、会長の決するところにより、協議会の議決とする。 ただし、部会において <u>保険医療機関又は保険薬局の指定をすべきでない</u> と議決した場合は、この限りでない。	平成20年10月15日 平成24年 4月 1日 平成24年 6月 1日	
	九 州 第10条 協議会は、部会（その部会長が委員である場合）の議決をもって協議会の議決とする。 ただし、部会において <u>保険医療機関又は保険薬局の指定をすべきでない</u> と議決した場合は、この限りでない。 2 協議会は、部会（その部会長が臨時委員である場合）の議決に関し、会長の決するところにより、協議会の議決とする。 ただし、部会において <u>保険医療機関又は保険薬局の指定をすべきでない</u> と議決した場合は、この限りでない。	平成20年10月21日 平成21年 2月27日 平成23年10月21日 平成30年 3月 7日	
	未改正	第10条 協議会は、部会（その部会長が委員である場合）の議決をもって協議会の議決とする。 ただし、 <u>審議事項について反対意見があった場合は、この限りでない。</u> 2 協議会は、部会（その部会長が臨時委員である場合）の議決に関し、会長の決するところにより、協議会の議決とする。 ただし、 <u>審議事項について反対意見があった場合は、この限りでない。</u>	平成20年10月 9日 平成23年10月13日
	参 考	第11条 部会の部会長は、その専決事項を会長に報告しなければならない。 第12条 会長は、前条の報告を受けたときは、協議会に付議しなければならない。 ただし、その報告が第9条の規定により設けられた部会の議決であつて <u>保険医療機関又は保険薬局の指定を可とするものであるときは、部会の議決をもって協議会の議決とする。</u> 2 会長は、前項ただし書きによる取扱いをしたときは、次の協議会においてそのことを報告しなければならない。	